

保護者の皆様

県立島尻特別支援学校  
校長 大城 政之  
(公印省略)

台風時における幼児児童生徒の登下校について（お知らせ）

みだしのことについて、本校では下記のとおり定めております。

つきましては、暴風警報発令下の登下校について、幼児児童生徒の安全確保のためご協力くださいますよう、よろしく申し上げます。

記

1. 登校時の対応

- (1) 暴風警報発令中は、学校は臨時休業になります。テレビやラジオを通じて臨時休業の報道がありますので、登校前に各自留意してご確認ください。
- (2) 7：00までに暴風警報解除 → 通常日課
- (3) 8：00までに暴風警報解除 → 特別日課（スクールバス時刻表参照）
  - ① 各バス停の到着時刻は通常日課の2時間遅れとなります。
  - ② 登校（始業）時刻は 10：45 となります。
  - ③ 下校は通常通りとなります。
  - ④ 遅刻、欠課、欠席の取り扱い
    - ・ 登校（始業）再開時刻に間に合わなかった場合 → 遅刻
    - ・ 登校再開後、一部の時間を欠席した場合 → 遅刻、欠課
    - ・ 登校再開後、終日欠席した場合 → 欠席

※ 学区（通学区域）内の状況（河川の氾濫、道路冠水、土砂崩れ、道路の決壊など）で登校が困難であった幼児児童生徒は、その状況の程度を考慮して、遅刻、欠課、欠席を取り消すかどうか判断して決定します。
- (4) 暴風警報解除後の登校の際、大雨・洪水警報発令中で災害発生の危険が予測される場合は、学校長の判断により、スクールバスの運行を停止することがあります。
- (5) 8：00以降に暴風警報解除 → 臨時休業

2. 登校後（在校時）に台風の影響が強くなると考えられる場合の対応

- (1) 台風の勢力、進路、速度、路線バスの運行状況、下校時の安全確保について学校長が総合的に判断した上で、授業中止の決定をします。
- (2) 下校時刻が早まる場合は、全保護者へ電話連絡をしますので、バス停への迎えなど、幼児児童生徒の安全が確保できるよう対応をお願いします。
- (3) デイサービス、学童などを利用する幼児児童生徒は、保護者の方でデイサービス、学童などとの調整をお願いします。
- (4) 自力通学の生徒について、通学路の通行が危険と認められるとき、保護者の迎えをお願いすることもあります。

※ 寄宿舎生の対応…週途中でも帰宅することになります。保護者の対応等よろしく申し上げます。